

令和9年度 浦添市 認定こども園・保育所等入所案内

在園児もだよっ★



必要書類を
すぐに
確認してね！

-24 時間どこからでも-

来庁不要の
オンライン申請



入力の一時的保存、申請内容の保存ができます。
※送信忘れにご注意ください。

書類配布期間	令和8年9月1日(火)より随時
受入予定児童数 ホームページ公開	令和8年9月16日(水) ※変更がある場合は、10月2日(金)まで随時更新
受付期間	<u>令和8年10月5日(月)～10月23日(金)</u>
申込方法	＼利用率約90%／ オンライン申請 申請フォームから (p.1) ※最終日23:59までに市に到達した申込が対象 窓口申請 浦添市役所2階 こども未来課 認定係 平日 8時30分～<u>16時00分</u> (12時～13時除く) ※最終日は大変混雑します。10/14～10/16 申込が狙い目
上記期間外の受付	【10/5～10/23 受付分の選考後に空きがある場合のみ実施】 受付期間：令和8年10月24日(土)～令和9年2月26日(金) 申込方法：上記「申込方法」参照

お問い合わせ
浦添市役所2階 こども未来課 認定係
TEL：098—876—1281 (直通)

浦添市
ホームページ





1	オンライン申請について	1	p
2	認定区分と利用できる施設	2	p
3	保育必要量について	2	p
4	保育を必要とする事由	3	p
5	提出書類	4	p
6	施設の種類	5	p
7	公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)	6	p
8	公立保育所	7	p
9	保育料・給食費の算定方法	8	p
10	保育料基準額表	9	p
11	ひとり親世帯等の保育料・給食費軽減	9	p
12	給食費について	10	p
13	多子世帯の負担軽減	11	p
14	税情報が確認できない場合について	12	p
15	保育料・給食費の滞納について	12	p
16	市が徴収する保育料・給食費の納付について	13	p
17	発達支援教育保育について	14	p
18	施設等利用給付(保育無償化)について	15	p
19	保育所等入所までの流れ(一斉入所4月から新規入園・継続)	16	p
20	令和9年4月入園の申込後の変更 (希望園変更、申込取下、内定辞退)	17	p
21	令和9年度途中における保育所等入所について	18	p
22	令和9年度保育所等入所のスケジュール	19	p
23	一斉入所期間の転園選考について	19	p
	利用希望園選択のポイント、きょうだいで同時に申込みをする場合、		
24	内定辞退減点について	20~23	p
24	保育所等入所選考について、浦添市保育所等入所基準表	24~25	p
25	入園後の変更(家庭状況の変更、転園、退園)	26	p
26	広域入所・転入(転出)予定の場合	27	p
25	令和9年度 認可保育所等一覧	28~33	p
26	保育所等入所に関してよくある質問	34~35	p
27	子育て支援	36~37	p

＼4月入所なら／
まずは
このページ

年度途中
入所はこちら

オンライン申請について

事前にご用意いただくもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・申請者（保護者）の身分証明書（運転免許証など）
- ・必要書類等（p.4参照）

※指定様式は、浦添市ホームページからダウンロード可能

必要書類の確認は
こちらから↓



申請フォーム

令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書

- ▶ 在園継続 ▶ 新規入園 ▶ 転園希望
- ▶ 支給認定の申請（認可外保育施設等）

URL <https://logoform.jp/form/YmYw/1695720>

アカウントの
登録が必要です
※10/5 公開



申込完了後、入力したアドレス宛に受付完了メールが届きます。申込みの控えとして、大切に保存してください。※メールが届かない場合は迷惑メールフォルダをご確認ください。

申込内容は1年間、マイページからも確認いただけます。 [LoGo フォーム](#) [マイページ](#)

追加書類の提出【再提出フォーム】

- ▶ 就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類
- ▶ ひとり親世帯の証明 ▶ 転入に関する証明
- ▶ 認可外保育園等を利用していることがわかる書類等

「マイナポータル」で検索 > さがす > 自治体を「沖縄県 浦添市」に設定
> こども > 【再提出フォーム】保育所等入所申込みに関する追加資料



上記以外のオンライン申請

- ▶ 希望園変更届 ▶ 世帯状況変更届 ▶ 内定辞退
- ▶ 申込取下げ ▶ 保育所等退所届 ▶ 求職活動申立書

URL <https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/639178337cf89d6701d20fdb/>



注意事項

- ・書類の不足、不備がある場合は利用調整の対象とならない場合があります。
- ・1号認定の私立認定こども園を利用する方は、直接園にお申し込みください。
- ・特別な支援を要する児童・浦添市外の保育施設の申し込みは、こども未来課窓口で申請手続きが必要となります。

オンライン申請者のみ浦添市 LINE 公式アカウントから、4月入所の一次選考結果が照会できます！

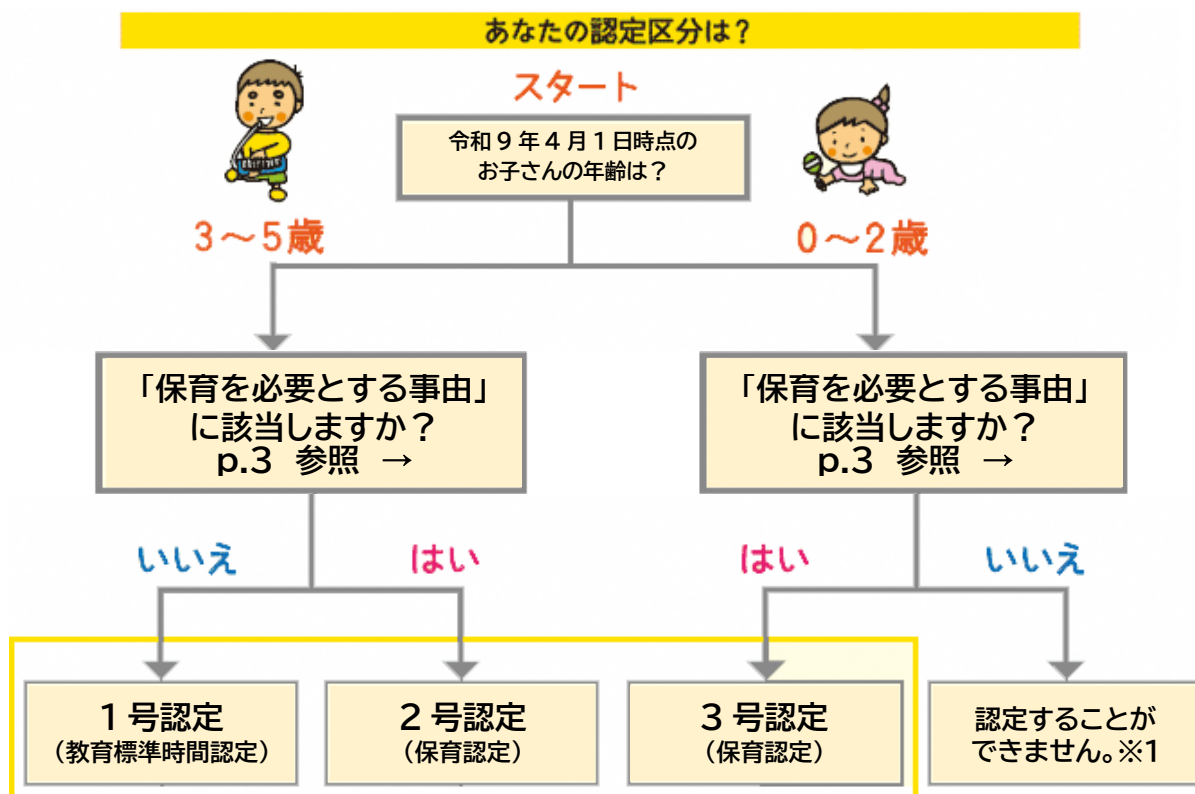
照会方法についてはホームページをご確認ください。（R9.1月頃公開予定）

※「子育て」に関する情報が受信できるよう受信設定を行ってください。



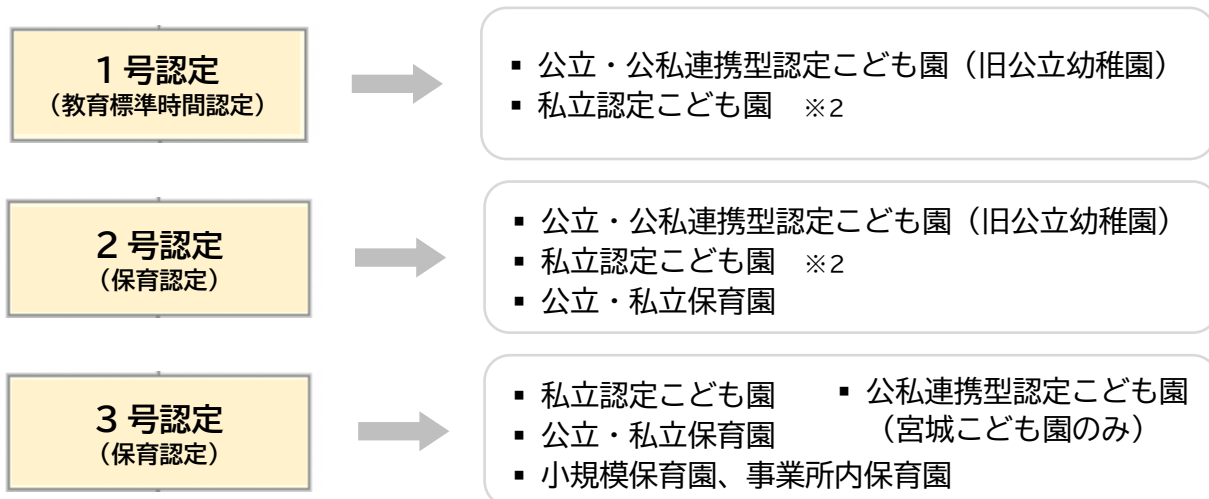
登録はこちら↑

認定区分と利用できる施設



※1 必要に応じて、こども誰でも通園制度や一時預かりなどの子育て支援が利用できます。

利用できる施設



※2 牧港ひまわり幼稚園・みのり幼稚園も含まれます。

●施設ごとの対象年齢や申込先は、「施設ごとの違い(p. 5)」をご確認ください。

保育必要量について

●2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「標準時間認定」、「短時間認定」に分類されます。

標準時間認定	1日最大11時間の枠の中で、必要とする保育を利用
短時間認定	1日最大8時間の枠の中で、必要とする保育を利用

保育を必要とする事由

- 認可保育所等の利用にあたっては、保護者が毎年度「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「2号認定」または「3号認定」を受けるためには、以下の認定事由が必要です。

	認定事由	具体的な状況	入所期間	保育必要量(p.2)
1	就労	月64時間以上の就労をしていること。 (フルタイム、パートタイム、夜間、 居宅内の労働も含む。)	雇用期間	①標準時間認定 月120時間以上の就労 ②短時間認定 月120時間未満の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後、 間がないこと。	妊娠中から 生後5か月に 達する月末まで	標準時間認定
3	疾病・ 障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は 心身に障がい有して、児童の 保育に支障があること。※	診断書・手帳の 期間に準ずる	申請内容により判断
4	介護・看護	親族を常時介護していること。※	診断書の期間 に準ずる	申請内容により判断
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の 復旧に当たっていること。	-	標準時間認定
6	求職活動	求職活動を行っていること。	90日/年	短時間認定
7	就学	学校や職業訓練校等に通い、 児童の保育に当たれない場合 (自動車学校、短時間の習い事、 通信教育、塾等は除く。)	在学期間	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	-	標準時間認定
9	育休	育児休業取得中に、既に保育を 利用している子どもがいて継続 利用が必要であること。	育休対象児童 が2歳になる 月末まで	標準時間認定
10	市長が認める前各号に類する状態		-	申請内容により判断
11	その他	保護者が死亡、離別(別居)、 行方不明等の場合	-	申請内容により判断

入所期間が満了となる場合 上記のいずれかを理由に入所した方で、入所期間後も継続を希望する場合は、期間満了日の属する月の24日までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由の変更 毎月24日までに申請があった翌月から変更とします。

※疾病・障がい、介護・看護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

※証明日から3か月以内の書類を提出してください。提出書類の年齢は令和9年4月1日時点の年齢をご記入ください。
 ※すべての書類はオンラインでの提出が可能です(発達支援教育保育希望や広域入所の場合は窓口での申請が必要です)。

【必須書類】申込者全員、提出が必要。★は1号認定の提出書類

☐ (必須)	①申請者(保護者)の本人確認書類																		
☐ (必須)	②教育・保育給付認定申請書 兼 入所等申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等)★ ※オンライン申請の場合提出不要																		
☐ (必須)	③確認事項チェックシート(表面)及び必要書類確認リスト(裏面) ※オンライン申請の場合提出不要																		
(必須) それぞれ 1部ずつ ☐ 父 ☐ 母	④「保育を必要とする事由」を証明する書類 <table border="1"> <tr> <td>就労</td><td>◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類の提出がない場合基準点が下がります。※法人化している場合は不要 ①【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ②【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ)</td></tr> <tr> <td>求職中</td><td>◆求職活動申立書※指定の様式</td></tr> <tr> <td>妊娠中</td><td>◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日及び保護者が記載されているページ</td></tr> <tr> <td>疾病</td><td>◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式</td></tr> <tr> <td>障がい</td><td>◆障害者手帳の写し</td></tr> <tr> <td>看護・介護</td><td>◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式 ◆看護(介護)申立書 ※指定の様式</td></tr> <tr> <td>就学</td><td>◆在学証明書(在学期間が記載されているもの) ◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)</td></tr> <tr> <td>災害復旧活動中</td><td>◆罹災証明書 ※指定の様式</td></tr> <tr> <td>親子通園</td><td>◆親子通園していることがわかる書類</td></tr> </table>	就労	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類の提出がない場合基準点が下がります。※法人化している場合は不要 ①【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ②【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ)	求職中	◆求職活動申立書※指定の様式	妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日及び保護者が記載されているページ	疾病	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式	障がい	◆障害者手帳の写し	看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式 ◆看護(介護)申立書 ※指定の様式	就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの) ◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)	災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式	親子通園	◆親子通園していることがわかる書類
就労	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類の提出がない場合基準点が下がります。※法人化している場合は不要 ①【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ②【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ)																		
求職中	◆求職活動申立書※指定の様式																		
妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日及び保護者が記載されているページ																		
疾病	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式																		
障がい	◆障害者手帳の写し																		
看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式 ◆看護(介護)申立書 ※指定の様式																		
就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの) ◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)																		
災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式																		
親子通園	◆親子通園していることがわかる書類																		

世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの

☐	★ひとり親世帯 ※右の①～③のうちいずれか一つ	① 児童扶養手当受給者証または母子父子家庭医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本の写し(受理証明書可)及び事実婚にない旨の申立書※指定の様式 ③ (離婚調停中の場合)公的機関が発行した離婚調停中であることがわかる書類
☐	★障がい者がいる世帯	障害者手帳等の写し
☐	★生活保護世帯	生活保護受給証明書
☐	★令和8年(または令和9年)1月1日時点で住所が 浦添市外にある保護者 ※浦添市に転入済みの方は除く	・令和8年1月1日時点で住所が市外→令和8年度所得課税証明書(4月～8月入所希望) ・令和9年1月1日時点で住所が市外→令和9年度所得課税証明書(9月～3月入所希望) ※転入前住所地において収入申告の手続きが必要です。 ・(国外就労の場合)W2等収入を証明する書類
	注意!! 提出がない場合は、保育料を最高階層として認定するため、選考で不利になることがあります。 転入済みの方で、未申告等により情報が確認できない場合も最高階層となりますので、ご注意ください。(p.12)	
☐	就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤 時間等で標準時間認定が必要な保護者 ※勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合 があります。毎年度申請し認定を受ける必要があります。	保育時間申立書※指定の様式
☐	★転入・転居予定の場合	・転入予定証(市内の親族宅へ転入予定の場合)※指定の様式 ・住居に関する契約書の写し等転入・転居先住所が分かるもの
☐	★申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支 援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している	令和9年4月以降の在園証明書または利用証明書
☐	保育士等としての勤務実態がある場合	保育士証、幼稚園教諭等免許状、看護師免許証、子育て支援員研修修了証等資格を証明 する書類の写し

その他、該当する場合に提出が必要なもの

☐	★発達支援教育保育を希望 ※発達支援教育保育を希望する場合は、9/1～9/ 11の間に窓口での申請が必要です。(p.14)	①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書の写し ※①②両方の提出が必要
☐	認可外保育園を利用中または一時預かりを月12 日以上かつ64時間以上利用している。または転入 予定で現在市外の認可園を利用している。 ※申込時点で就労、疾病障がい、看護介護、就学に該当し ている場合に限る	通園、利用していることがわかる書類(園名と児童名の記載がある月謝袋、契約書等の 写し、領収書の写し等)



提出書類に関するよくある質問

その他のよくある質問は p. 34 へ→

問. 新規入所の申込みのため、就労証明書や診断書等を職場や病院に依頼していますが、まだ手元に届きません。申込期限が近付いているのですが、どうしたらよいですか。

答. まずは、申込期限までに「求職活動申立書」をご提出ください。(オンライン申請は p. 1)

① その後、申込期限までに就労証明書や診断書等を提出した場合

→提出書類の内容に応じた要件、点数、保育必要量となります。

② 申込期限を過ぎて、就労証明書や診断書等を提出した場合

→入所申込は受け付けますが、認定要件は「求職」となり、選考の際の基本点数は8点、保育必要量は短時間認定となります。(選考で不利になる可能性^(有)。)

→提出した書類の内容は、次回の選考（一斉入所の場合は2次選考、年度途中の場合は翌月の選考）から反映となります。

注意!



「求職活動申立書」提出後、就労証明書等の提出がない場合、市から確認のお電話はいたしません。必要な書類は事前に確認し、ご準備・ご提出をお願いします。

施設の種類の種類



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設

- 公立保育所
- 私立保育園



保育所より少人数の単位で、0~2 歳児の子どもを保育する施設

- 小規模保育園
- 事業所内保育園

※2歳児卒園時は、優先して入所調整を行います。



幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設

- 公立・公私連携型認定こども園（旧公立幼稚園）
- 私立認定こども園

施設ごとの違い

施設の 種類	保育所		地域型保育			認定こども園	
	公立 保育所	私立 保育園	小規模 保育園	事業所内保育園※2		公立・公私連携型 認定こども園 (旧公立幼稚園)※3	私立認定 こども園
対象年齢※1	0~5 歳	0~5 歳	0~2 歳			3~5 歳	0~5 歳※4
認定区分	2・3 号	2・3 号	3 号			1・2 号	1・2・3 号※4
申込先	こども未来課				施設	こども未来課	1 号:各施設 2・3号:こども未来課
支払先	保育料	市	市	各施設	各施設	なし	各施設
	給食費	市	各施設	なし	なし	p.6参照	

※1 認可保育所等の0歳児クラスは、生後5か月に達した翌月から受入可能です。

※2 事業所内保育園は、もこもこ保育園のみです。

※3 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、原則徒歩での通園となります。
令和9年度より、宮城こども園のみ対象年齢0歳~5歳、認定区分1・2・3号となります。

※4 施設によって異なる場合があります。詳しくは、p.28~33 を参照してください。

小学校に併設する幼稚園から認定こども園へ移行した施設

施設の種類	公立認定こども園	公私連携型認定こども園
運営主体	市	市と協定を締結した法人
施設名	浦添こども園・内間こども園 牧港こども園・当山こども園	仲西こども園・神森こども園 港川こども園・前田こども園 浦城こども園・沢岬こども園 宮城こども園
給食費等支払先	市	各施設

通園方法

車の乗り入れができないため、原則として**徒歩での通園**をお願いしています。

選考について

1. 校区内(小学校通学区域に準ずる)の児童を優先して選考を行います。
2. 校区外の園を希望した場合、**2次選考から選考対象**となりますが、入園の可否は空き定員及び申し込み状況により判断されます。また、小学校は校区に基づき指定されますので、その点ご留意の上、お申し込みください。
3. 転入・転居先の校区の園を希望する場合、転居先の住所がわかる契約書等の写しをご提出いただくことで、校区内の児童として取り扱います。
4. 調整区域にお住まいの方は事前に申し出てください。
5. 【1号認定】申し込みが受け入れ枠を上回った場合、抽選となります。
6. 【1号認定】校区内の児童が優先です。(上記 2～4 参照)
7. 【1号認定】給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除しています。

▼校区の確認



通学区域



調整区域

費用

※1 休業日…土曜日や長期休暇(夏休み等)

※2 1日利用…8:15～18:15 / 半日利用…8:15～14:15/14:15～18:15

※3 令和8年8月現在の費用。令和9年度については市HPにてご確認ください。

認定区分	給食費	一時預かり保育※3		延長保育
1号認定	世帯によって異なる。 10ページを参照。	平日	【月～金】14:15～18:15 ・一時預かり保育料 400円 ・おやつ代 50円	時間外保育の利用 【月～金】18:15～19:15 ・延長保育料 300円 (月額なし)
		休業日 ※1	・一時預かり保育料※2 1日利用 800円/半日利用 400円 ・給食費 250円/おやつ代 50円	
2号認定 (標準時間保育)		—		【月～金】18:15～19:15 日額 300円/月額 3,000円
2号認定 (短時間保育)		—		【月～金】16:15～19:15 1時間 日額 250円/月額 2,500円 2時間 日額 500円/月額 3,500円 3時間 日額 800円/月額 5,500円

公立・公私連携型こども園以外の延長保育料は、各施設にお問い合わせください。

公立保育所

市が運営を行う施設

施設名	大平保育所 内間保育所 宮城ヶ原保育所
保育料・給食費等支払先	市



費用

認定区分 (保育必要量)	費用の種類		
	保育料	給食費	延長保育
2号・3号認定 (標準時間保育)	世帯によって異なる。 p.9-11 参照		【月～金】18:15～19:15 日額 300 円／月額 3,000 円
2号・3号認定 (短時間保育)	世帯によって異なる。 p.9-11 参照		①30分延長または1時間延長 日額 250 円／月額 2,500 円
			②2時間延長(18:15～19:15 までを含まない) 日額 500 円／月額 3,500 円
			③2時間延長(18:15～19:15 までを含む) 日額 550 円／月額 4,000 円
			④3時間延長(18:15～19:15 までを含まない) 日額 750 円／月額 5,000 円
			⑤3時間延長(18:15～19:15 までを含む) 日額 800 円／月額 5,500 円
			⑥4時間延長 日額 1,050 円／月額 6,500 円

■決められた利用区分以外の時間で保育所を利用する場合、延長保育料が発生します。(下図参照)

■生活保護世帯は延長保育料の徴収はありません。

	7:15	8:15	9:15	16:15	17:15	18:15	19:15
短時間(8:15～:16:15)	延長保育 250円	保育短時間(8時間)			延長保育 250円	延長保育 250円	延長保育 300円
短時間(9:15～:17:15)	延長保育 250円	延長保育 250円	保育短時間(8時間)			延長保育 250円	延長保育 300円
標準時間	保育標準時間(11時間)						延長保育 300円
	開 所 時 間						時間外

保育料・給食費の算定方法

- 保育料及び給食費は、世帯(原則として父母の合計)の市民税所得割額と世帯の状況をもとに算定します。

市町村民税所得割額の確認方法

- ・特別徴収(会社員等)の場合は、【特別徴収税額通知書】でご確認ください。
- ・普通徴収(自営業等)の場合は、【市民税・県民税・森林環境税納税通知書】でご確認ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルでもご確認できます。

注意! 算定にあたっては、税額控除の「寄附金控除額」、「住宅借入金等特別控除額」、「配当控除額」、「電子証明(e-tax)等特別控除額」、「外国税控除額」、「配当割額控除」、「株式等譲渡所得割控除」は控除対象外となります。

保育料・給食費の決定時期と算定根拠

	4月分～8月分の保育料等	9月分～3月分の保育料等
算定根拠	令和8年度市町村民税所得割額 (令和7年1月～12月の収入等)	令和9年度市町村民税所得割額 (令和8年1月～12月の収入等)

非課税世帯で祖父母等と同居している方

非課税世帯(2階層)で祖父母等と同居していて、父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、祖父または祖母等を家計の主たる生計者として、保育料等を決定します。なお、父母の収入には、公的な手当や養育費も含まれます。養育費を受けている場合は、その金額も含めますので昨年中に受け取った養育費の金額がわかる書類の提出が必要となります。

幼児教育・保育の保育料の無償化について

- 【対象世帯】・0歳児～2歳児クラスに在籍する児童のうち、非課税世帯の児童
・3歳児～5歳児クラスに在籍する全ての児童

※3歳児～5歳児クラスの児童は給食費の実費負担が発生します。(p.10参照)

※延長保育料は年齢にかかわらず無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

注意事項

- ・ひとり親世帯・障がい者世帯の軽減適用(p.9)は、こども未来課に届出のあった翌月からとなります。 ※保育料等に変更がない場合もありますので、ご了承下さい。
- ・修正申告等で税額に変更があった場合、ご連絡いただくことで、保育料は当年度に限り遡って再算定を行います。給食費は原則として遡って再算定することはありません。

事実婚又は虚偽の申立等が判明した場合、遡って保育料等の見直し・納付をすることになります。

保護者の課税情報が確認できない場合、保育料が暫定的に最高額になります。
詳しくは p.12 をご確認ください。

保育料基準額表

階層	区 分		【3号認定】月額保育料					★ 第〇子の 数え方 詳細はp.11
			標準時間		短時間		第3子 以降★	
			第1子★	第2子★	第1子★	第2子★		
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	市民税所得 割額が 57,700円 未満の世帯、 または、市民 税所得割額 が77,101 円未満のひ とり親・障が い者等世帯 ↓
2	市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	
3	市民 税所得 割額	※ひとり親・障がい者世帯	9,000円	0円	9,000円	0円	0円	生計同一の 児童をすべ て数える
		48,600円未満	15,000円	7,500円	14,740円	7,370円	0円	
4		※ひとり親・障がい者世帯 77,101円未満	9,000円	0円	9,000円	0円	0円	上記以外の 世帯 ↓ 小学校就学 前で教育・ 保育施設等 を利用して いる児童を 数える
		97,000円未満	25,000円	12,500円	24,570円	12,280円	0円	
5		169,000円未満	36,000円	18,000円	35,380円	17,690円	0円	
6		301,000円未満	45,000円	22,500円	44,230円	22,110円	0円	
7		397,000円未満	55,000円	27,500円	54,060円	27,030円	0円	
8		397,000円以上	65,000円	32,500円	63,890円	31,940円	0円	

●市民税所得割額が発生していない(0円)場合でも、保護者どちらか一方に均等割(市:3,500円、
県:1,500円)が発生している世帯については、課税世帯として3階層となります。

ひとり親世帯等の保育料・給食費軽減

ひとり親世帯（現に児童を扶養していて事実婚のない世帯）

「児童扶養手当受給者証」の写し、「母子及び父子家庭等医療費受給者証」の写し、または
「戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）＋事実婚にない旨の申立書」のうちいずれか1つを提出。

障がい児（者）のいる世帯（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けたもの、特別児童扶養手当・障害基礎年金等の受給者のいる世帯）

上記の手帳、受給者証のうちいずれか1つを提出。

給食費について

- 3歳児クラス～5歳児クラスの児童は、保育料は無料ですが、給食費は保護者負担となります。
- 1号認定の給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除しています。
- 支払い先は公立保育所・こども園の場合は市、私立保育園・こども園の場合は各園となります。

給食費【月額】

施設種別	主食費(ごはん代)	副食費(おかず代)	合計
公立保育所	700 円	5,300 円	6,000 円
公立および公私連携型 認定こども園(1号)	500 円	4,500 円	5,000 円
公立および公私連携型 認定こども園(2号)	700 円	5,300 円	6,000 円
私立(法人)保育園	700 円	5,800 円	6,500 円
私立認定こども園(1・2号)	各園で異なります。		

給食費の免除制度について

- 給食費のうち、「副食費(おかず代)」が免除になる世帯(階層)は以下のとおりです。
- きょうだい(第1子、第2子…)の数はp.11をご確認ください。

【2号認定】 ※ は副食費免除となる範囲

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ～ 第4階層(57,700円未満) ひとり親世帯等(77,101円未満)	主食費のみ	主食費のみ	主食費のみ
第4階層(57,700円以上) ～ 第8階層	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費のみ

【1号認定】 ※ は副食費免除となる範囲

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ～ 第3階層(77,101円未満)	主食費のみ	主食費のみ	主食費のみ
第4階層 ～ 第5階層	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費のみ

多子世帯の負担軽減

- 同一生計のお子さまが2人以上いるご家庭の保育料負担を軽減する制度です。
- 世帯の市民税所得割額や世帯状況によって、お子さまのカウント方法や軽減後の保育料が異なります。

きょうだいの数え方

認定区分	世帯の市民税所得割額	数え方
2号 3号	57,700 円未満	年齢に関係なく、一番上のきょうだいから数える ※保護者と生計を一にし、保護者に看護・保護されている者もカウントに含む(特定被監護者等)
	77,101 円未満の ひとり親・障がい者世帯	
	57,700 円以上	対象の保育施設等(※)に在籍している、一番上の就学前児童から数える

(※)対象の保育施設等

□認可保育園 □認定こども園 □地域型保育事業 ■公立幼稚園 ■私立幼稚園(県知事認可)
■企業主導型保育施設 ■特別支援学校幼稚部 ■児童発達支援施設 ■医療型児童発達支援サービス ■児童心理治療施設

[■]の施設を利用しているきょうだいがいる場合は令和9年4月以降の在園証明書等の提出が必要です。提出があった場合、入園月(年度内に限る)に遡って保育料を変更します。

認定区分	世帯の市民税所得割額	数え方
1号	—	小学校3年生までのきょうだいから数える

※1号・2号・3号共通

進学などの理由により別住所で居住しており、保護者の扶養に入っているきょうだいがいる場合は、社会保険証等の写しをご提出ください。

多子カウントの参考例

認定	市民税所得割額	就学前児童			
		1 歳児 	3 歳児 	5 歳児 	小学 3 年生 
2・3 号	57,700 円未満 (ひとり親・障がい者世帯 77,101 円未満)	第 4 子	第 3 子	第 2 子	第 1 子 年齢上限なし
	57,700 円以上	第 3 子	第 2 子	第 1 子	対象外
1 号	所得制限なし		第 3 子	第 2 子	第 1 子

税情報が確認できない場合について

保育料等算定時に税情報が確認できない場合は、
暫定的に最高階層となります。

当該年の1月1日時点で浦添市外に住所があった方

保育料等を算定するためにいずれかの書類をご提出ください。

1. マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票など)
マイナポータルから前住所地の課税情報を照会し保育料を算定します。
ただし、次の場合は情報照会ができないため所得課税証明書の提出をお願いします。
(1) 転入前に未申告だった方
(2) 住民基本台帳における情報取得の制限をかけている方
2. 所得課税証明書(控除額等が省略されていないもの)
3. 国外就労の場合、年間収入を証明する書類
→収入を日本円に換算し、保育料等を算定します。

収入申告が未申告の方

- 市民税課での申告が必要です。
- 扶養に入っている場合も、就労していて収入のある場合は必ず申告をしてください。
- 扶養者が浦添市に在住で、収入が0円の場合は、申告の必要はありません。

【申告についてのお問い合わせ】浦添市役所 2 階 市民税課 TEL:098-876-1275

※仮算定後の保育料は、前年度課税情報については4月、当年度課税情報については9月に遡って正しい保育料算定を行います。

※保育料が増額となった場合、納付済の保育料との差額分を納付書で納めていただきます。
保育料が減額となった場合、その差額分は原則として翌月以降の保育料に充当されます。

※給食費は原則として、遡って再算定することはありません。

保育料・給食費の滞納について

- 保育料・給食費は、大事なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障がでないよう、期限内の納付をお願いします。
 - 保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で減点の対象となります。
- ※事情により保育料・給食費の納付が厳しい場合は、速やかにご相談ください。

児童手当からの申出徴収

児童手当から未納分の保育料・給食費(分割もしくは全額)へ充てることができます。

※少額から可能です。

納付や納付相談(分割納付)にも応じない世帯は、差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。

市が徴収する保育料・給食費の納付について

- 公立保育所の保育料及び公立こども園の給食費は、浦添市が徴収します。(p.6-p.7)
- 原則、口座振替となりますので、入所月の前月末までにWeb口座振替受付サービスにてご登録ください。
- 当月分を毎月15日(土日祝にあたる場合は翌営業日)に口座振替します。

Web 口座振替受付サービス（新規・変更口座振替希望者向け）

保育料等の口座振替の受付をスマートフォン等を利用して受付するサービスです。

※市徴収の保育料・給食費のみ対象となります。

＼ 早速はじめよう ／

スマートフォンやパソコンから
【口座振替】の申し込みが
簡単です！！

WEB 口座振替



メリット 1 いつでもどこでも手続き可能！！

メリット 2 申込書も印鑑も不要！！

メリット 3 即時の登録完了！！

取扱金融機関（県内金融機関）

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、ゆうちょ銀行

注意事項

- ・すでに口座振替にて納付している場合は新たな手続きは不要です。
- ・別の口座から振替を希望する場合は、新たに手続きを行ってください。
- ・口座振替の場合、領収書は発行されませんので振替(振込)内容は通帳にてご確認ください。
- ・口座振替を停止・廃止する場合は、このサービスでのお申込みはできません。各金融機関の窓口でお手続きをお願いします。

発達支援教育保育について

1 はじめに

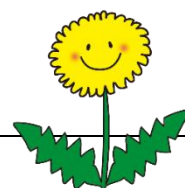
市内全ての教育・保育施設では、集団生活を通じて、それぞれの児童の特性に合わせ、より丁寧に教育保育を行い、心身ともに健やかな成長及び発達を支援する事を目的として発達支援教育保育(以下発達支援)を実施しています。発達支援教育保育は、支援が必要な児童おおむね2～3名に対し、加配保育士(保育教諭)1名を配置し教育保育をおこなっています。

2 発達支援教育保育を希望する場合

必要書類を申込期限内に提出して頂き、その後、発達支援審査会において児童の健やかな育ちの支援のため加配保育士(保育教諭)を配置した教育保育を行うことが望ましいと判定された場合、発達支援教育保育での入所(園)対象となります。

3 申請方法にあたって

受付期間	令和8年9月1日(火)～令和8年9月11日(金)※事前電話予約制 ※申請等についてのご相談は、受付期間前に事前相談をお願いします
必要書類	① 令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書 ② 発達支援教育保育申請書 ③ 医師による診断書等



(1)窓口申請が必要 (直接、こども未来課窓口での申請になります)

①新規:★現在、家庭保育中及び、児童デイ・親子通所等の療育施設のみ利用

★認可外保育施設・市外教育保育施設に在園し、令和9年度は発達支援教育保育を希望する児童

②転園希望:

★現在、発達支援教育保育を受けておらず、令和9年度は別の園に転園して、発達支援教育保育を希望する児童

★現在、発達支援教育保育を受けているが、令和9年度は別の園に転園して、支援継続を希望する児童

(2)在園している園からの申請 ※窓口申請不要

①在園新規:令和9年度から現在通園(所)する施設で新規に発達支援教育保育を希望する児童

(3)オンライン申請可能 ※窓口申請不要

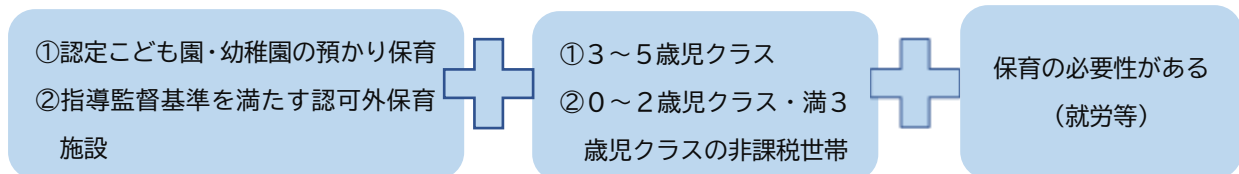
①在園継続:現在、発達支援教育保育を受けている児童で、令和9年度も現在の施設で支援継続を希望する児童 ※継続して申請する場合は「発達支援教育保育申請書」は必要ありません。

施設等利用給付(保育無償化)について

認定こども園・幼稚園の預かり保育利用料、認可外保育施設を利用される方が利用料無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定(以下、「保育無償化認定」)を受ける必要があります。

1 対象者

次の要件を満たす場合に、必要な手続きを行うことで保育無償化認定を受けることができます。



※施設型給付幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で保育の必要があると認定された子どもは、無償化にかかる申請は必要ありません。

2 必要な手続き

次の①から③に該当する場合、手続きを行うことで保育無償化の認定または継続認定を受けることができます。

認定状況	今後必要な手続き
① 現在、保育無償化認定を受けている	毎年10月に現況確認の案内を郵送しますので、案内に沿って必要な手続きをお願いします。
② 現在、認定こども園・幼稚園で預かり保育を利用または認可外保育施設を利用して、保育無償化認定を受けていない	「1 対象者」に該当する場合、保育無償化認定を受けることができます。申請日からの認定となりますので、認定を希望される場合はお早めにお手続きください。
③ 令和9年4月から、1号認定で認定こども園・幼稚園に預かり保育を利用される方、または認可外保育施設へ通う予定の方	令和9年1月以降に新年度認定の受付を行います。園や市広報紙を通じて案内しますので、「1 対象者」に該当し保育無償化認定を希望される場合は期間内にお手続きください。

3 対象上限額

令和8年10月1日から適用予定です。

施設／年齢	0～2 歳児クラス(非課税)	3～5 歳児クラス
認定こども園・幼稚園 (預かり利用)	17,700 円 (利用日数×490 円)	12,300 円 (利用日数×490 円)
認可外保育施設	45,700 円	40,300 円

※上限額を超えた場合の差額は、保護者負担になります。

4 給付方法

保護者は一旦施設へ保育料を支払った後、市に償還請求を行います。

5 必要書類

(1) 子育てのための施

施設等利用給付認定申請書(様式第1号の2)

※市役所窓口にご用意しております。(浦添市 HP にてダウンロードも可)

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類(p.4 参照)

(3) 世帯状況に応じて提出が必要な書類

※p.4 の「世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの」を参照ください。

このうち、「保育時間申立書」「申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している」場合の書類の提出は不要です。

無償化について



— お問い合わせ:こども未来課 給付係 TEL 098-876-7201 —

保育所等入所までの流れ(一斉入所4月から新規入園・継続)

① 希望施設の見学・こども未来課への相談・必要書類の準備 期間の目安:9月中

- ・ 見学は、直接各施設へお申し込みください。
- ・ 施設の教育・保育方針や場所・環境を確認し、利用可能な保育所等を選びましょう。
- ※p.23「内定辞退減点について」を必ずご確認ください。

② 認定申請・入所申込 受付期間:10月5日~10月23日

※必要書類は全て揃えて提出してください。必須書類に不足がある場合は受付できません。

在園継続希望

新規申込・転園希望※

※p.19「一斉入所期間の転園選考について」もご確認ください

1次選考 選考期間:12月頃

③ 支給認定証交付・1次選考利用調整結果通知

発送予定日:令和9年1月中旬頃

保留

利用調整の結果、1次選考では入所できませんでした。
2次選考以降で空きが出るまで待機となります。

入所内定

④ 2次選考 選考期間:2月頃

承諾通知(在園継続)

発送予定日:2月末

入所内定

待機

2次選考で待機となった場合は令和9年度の途中入所で引き続き選考を行います。入所申込書は、令和10年3月31日まで有効です。

⑤ 健康診断・面接 1月中旬~2月下旬頃

「健康診断書」、「内定通知書」を一緒に郵送します。かかりつけの病院等で健康診断を受けて、面接の日に保育所等に「健康診断書」を提出してください。
※面接は、施設へ直接ご連絡の上、日程調整を行ってください。

⑥ 保育の利用開始 4月1日~

集団保育が可能と判断されたときは、保育の利用を開始します。

令和9年4月入園の申込後の変更(希望園変更、申込取下、内定辞退)

●変更手続きは、オンライン申請または窓口で期限内に提出してください。(電話での変更不可)

1 保護者の状況に変更がある場合

- ・保護者の状況等に変更がある場合には、速やかにこども未来課へご連絡ください。
- ・保育を必要とする要件がない場合(仕事を退職していた等)、保護者からの申し出(追加資料の提出)があるまで入所選考の対象になりません。追加書類の提出漏れにはご注意ください。
- ・保育所等内定後、提出されている書類の内容と異なる状況である場合は、再選考を行います。再選考後に内定取消となることがあります(再選考例:就労時間や就労日数が変更となり、基準点が下がる場合など)。

2 希望園の変更について

- ・申込書提出後の希望園変更は、**10月23日(金)**まで受け付けます。
- ・「希望園変更届」をオンライン申請または窓口にてご提出ください(電話での変更不可)。
- ・内定または不承諾の通知により希望園に内定できなかった場合、2次選考で希望園の変更が可能です。詳細については、内定または不承諾通知に同封している書類をご確認ください。

※一斉入所申込受付期間内に申し込んだ方には、内定・不承諾いずれの場合も郵送にて結果をお知らせします。(令和9年1月中旬頃発送予定)

3 保育施設等の利用内定を辞退したい場合

- ・利用内定を辞退する場合は、速やかに「保育所入所内定辞退書」の提出が必要です。(オンライン申請可)

※内定辞退についてはp.23を必ずご確認ください。

4 保育施設等の利用申込を取り下げたい場合

- ・保育施設等の申込みが必要なくなった場合は、「保育所入所申込取下書」を提出する必要があります。(オンライン申請可)

※申込取り下げ後は、「待機証明書」、「支給認定証」、「教育・保育給付認定通知書」等の証明書が発行できません。

※取り下げた後に再度保育施設等の利用を希望される場合は、新たに申込手続きが必要となります。

5 「希望する施設に入所できない場合は育児休業延長も許容できる」にチェックした人で、チェックを取り下げたい場合

- ・オンライン申請または窓口にて「世帯状況変更届」の提出が必要です(電話での変更不可)。

各種オンライン申請は
こちらから↓



令和9年度途中における保育所等入所について

① 希望施設の見学・こども未来課への相談・必要書類の準備

- ・ 見学は、直接各施設へお申し込みください。
- ・ 施設の教育・保育方針や場所・環境を確認し、利用可能な保育所等を選びましょう。
※p.23「内定辞退減点について」を必ずご確認ください。



② 認定申請・入所申込

p.19 の申込締切日までに、保育所等入所申込にかかる書類一式をこども未来課へ提出してください。



③ 受入可能児童数の確認・希望園の変更受付

- ・ 各月の申込締切日の1週間前に、浦添市 HP にて受入可能児童数が確認できるようになります。
(例:6月1日入所希望の場合、4月末頃に受入可能児童数を確認できます。)
- ・ 希望園を変更したい場合は、申込締切日までに、希望園変更届をこども未来課に提出してください。(オンライン申請可)※電話での希望園変更受付は不可。

※受入可能児童数は、状況により変更になる可能性があります。ご了承ください。

※年度途中の転園を希望される場合は、転園希望先に待機児童及び新規申込者がいない場合のみの選考となります。新規申込受付締切日までに、保育所等入所申込にかかる書類をこども未来課へ提出してください。



④ 選考開始

浦添市保育所等入所基準表に基づき、点数化します。



内定

内定者には選考期間中に、お電話にてご連絡します。



保留

引き続き、令和10年3月31日まで毎月、選考を行います。新規申込で「待機児童」となる方につきましては、選考終了後、一度のみ保留通知を送付します。



⑤ 健康診断・面接

内定後、入所までの間に健康診断を受けていただき、内定園との面接を行います。

※健康診断書の様式は、浦添市 HP からダウンロードできます。



⑥ 翌月1日から保育の利用開始

入所決定後、入所承諾通知と保育料等の通知をお送りします。

令和 9 年度 保育所等入所のスケジュール

入園希望日	申込受付開始日	申込締切日	選考期間
4月1日	10月5日(月)	10月23日(金)	p.16 参照
	上記期間外※ 10月24日(土)	上記期間外※ 2月26日(金)	3月1日(月)～ 3月31日(水)
5月1日	3月1日(月)	4月2日(金)	4月5日(月)～ 4月16日(金)
6月1日		4月30日(金)	5月6日(木)～ 5月14日(金)
7月1日		5月31日(月)	6月1日(火)～ 6月11日(金)
8月1日		6月30日(水)	7月1日(木)～ 7月16日(金)
9月1日		7月30日(金)	8月2日(月)～ 8月13日(金)
10月1日		8月31日(火)	9月1日(水)～ 9月10日(金)
11月1日		9月30日(木)	10月1日(金)～ 10月15日(金)
12月1日		10月29日(金)	11月1日(月)～ 11月12日(金)
1月1日		11月30日(火)	12月1日(水)～ 12月17日(金)
2月1日			
3月1日			

※一斉入所申込期間終了後に申込みをした場合、3月以降の選考となります。

- 待機証明書は、選考期間終了後に発行します。申込みをしていない場合、発行はできません。
- 保留となった場合、入所申込みは令和10年3月31日まで有効。年度内は毎月、選考対象となります。

一斉入所期間の転園選考について

- 転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設を希望する場合に必要な手続きです。
- 転園を希望する場合は、新規の申し込みと同様に入所申込書類にて点数での選考を行います。
- 転園の意思がなくなった場合は、速やかにこども未来課までご連絡ください。
- 1次選考では、在園保障があるため、保留となった場合は在園している園での進級となります。
- 2次選考からは在園保障がありません。2次選考以降も転園を希望し、保留となった場合は、元の園に戻ることはできませんので、ご注意ください。
- 一斉入所期間に転園ができなかった方のうち、5月からも引き続き転園を希望する場合は、4月2日(金)までに、あらためて転園の手続きを行う必要があります。

利用希望園選択のポイント

～選考は次のように行われます～

- ① 選考は、点数が高い順→希望する順位が高い順で行われます。

児童 X(40 点)	児童 Y(38 点)
第 1 希望 ○○保育園	第 1 希望 △△保育園
第 2 希望 @@保育園	第 2 希望 @@保育園
第 3 希望 ××保育園	第 3 希望 ××保育園
第 4 希望 ☆☆保育園	第 4 希望 ☆☆保育園
第 5 希望 △△保育園	第 5 希望 ○○保育園

×保留

○内定

×保留

点数順で選考されるため、△△保育園について、第 5 希望 40 点の児童 X が、第 1 希望 38 点の児童 Y より優先されて内定します。

- ② 4月入所の一次選考は「第1希望」から「第5希望」までの園で実施します。

第 5 希望まですべて埋めて、「希望園以外の保育所(園)で空きがある場合」で「☒希望する」を選択した場合でも、第 5 希望までで内定しなければ、1月に送付する通知書では「保留」となり、小学校区内に空きがある場合の案内は、二次選考からとなります。

この場合でも第 5 希望までの園に内定しなければ「保留」となります。

第 1 希望 ○○保育園
第 2 希望 △△保育園
第 3 希望 ××保育園
第 4 希望 ※※保育園
第 5 希望 ☆☆保育園

希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
☒希望する

- ③ 受け入れ枠は選考直前まで変動します。受付期間中に受け入れ枠がない場合でも、選考直前で受け入れ枠が発生する場合があります。

②のとおり、選考は「第1希望」から「第5希望」までに記載した園を対象に実施します。

きょうだいがすでに在園している等の理由でどうしても入りたい園がある場合は、受け入れ枠がない場合でも記載していれば入所できる可能性があります。

例

兄が○○保育園に在園しており、1歳の妹を○○保育園に出来れば入所させたいが、受け入れ枠が0の場合

市ホームページ 1歳児受け入れ枠	
○○保育園	0
△△保育園	3
××保育園	5
※※保育園	3
☆☆保育園	5
@@保育園	12
...	



【前ページ③の続き】

例 兄が〇〇保育園に在園しており、1歳の妹を〇〇保育園に出来れば入所させたいが、受け入れ枠が0の場合

【パターン1】 〇〇保育園へ出来るだけ入所したい場合



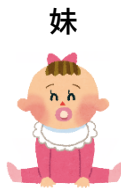
妹

第1希望 〇〇保育園
第2希望 @@保育園
第3希望 ××保育園
第4希望 ☆☆保育園
第5希望 △△保育園

希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
☒希望する

この場合、〇〇保育園で選考が行われな
い可能性が高いですが、急遽〇〇保育園
の受け入れ枠が発生した場合には、選考対
象に上がり入所できる可能性があります。

【パターン2】 〇〇保育園へ出来るだけ入所したいが、認可園の入所も強く希望する場合



妹

第1希望 @@保育園
第2希望 ××保育園
第3希望 ☆☆保育園
第4希望 △△保育園
第5希望 〇〇保育園

希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
☒希望する

この場合、募集人数が多い園から希望して
認可園入所の可能性を高めつつ、〇〇保
育園で受け入れ枠が発生した場合にも備
え、第5希望で〇〇保育園を希望してい
ます。

児童X



第1希望 @@保育園
第2希望 〇〇保育園
第3希望 ××保育園
第4希望 ☆☆保育園
第5希望 △△保育園

希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
☒希望する



同じ点数、同じ世帯状況の児童Xが
いる場合

希望順位が高い児童から選考されるため、
〇〇保育園を第2希望にしている児童X
が優先して選考されます。

【パターン3】 認可園入所を強く希望する場合



妹

第1希望 @@保育園
第2希望 ××保育園
第3希望 ☆☆保育園
第4希望 △△保育園
第5希望 ※※保育園

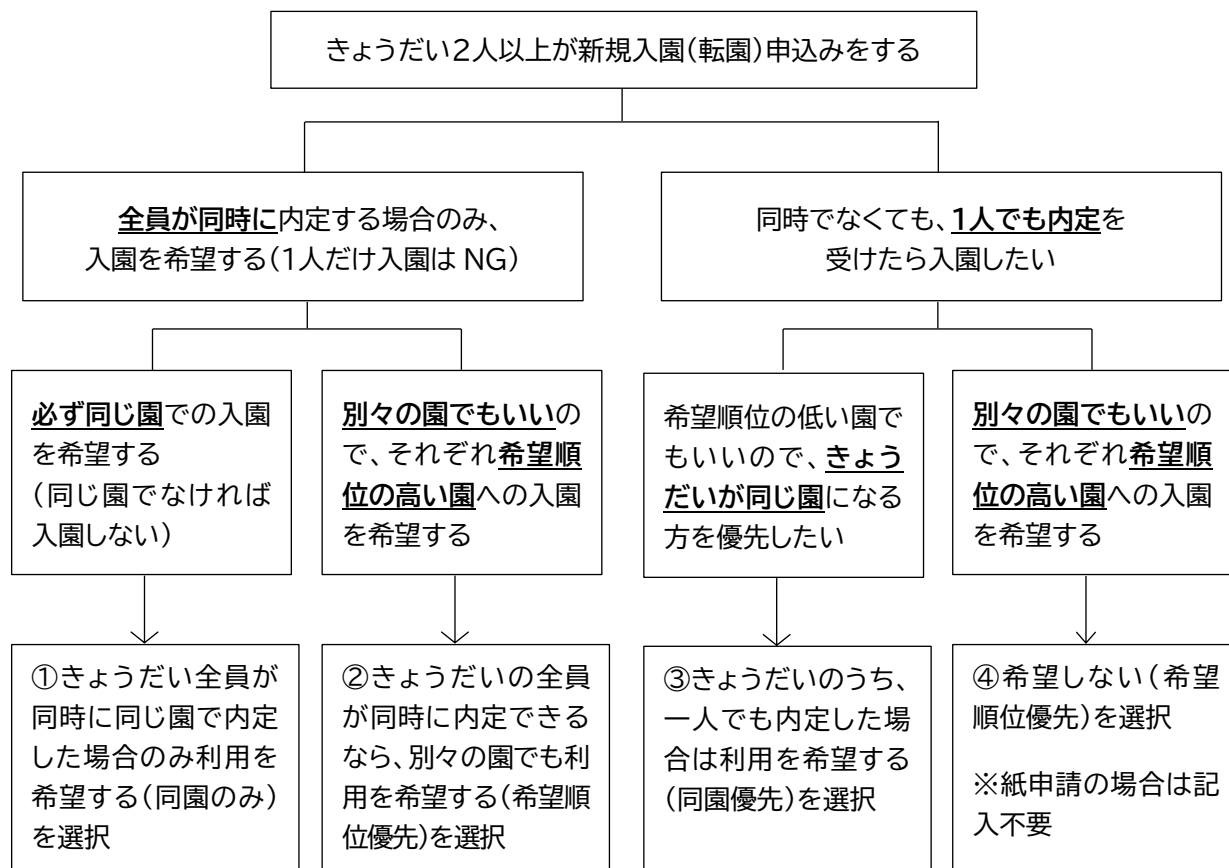
希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
☒希望する

この場合、〇〇保育園に受け入れ枠が発
生したとしても、〇〇保育園に入所できま
せんが、受け入れ枠がある園のみ希望して
いるため他の認可園で入所できる可能性
が高まります。

きょうだいで同時に申込みをする場合

- きょうだいで同時に申込みをする場合、どのような組み合わせで希望するかを保育施設利用申込書下部に記入する必要があります。
- 利用調整(p.24)の結果に大きく影響しますので、ご注意ください。

きょうだい同時申込みの条件選択フローチャート



- ① … きょうだいが1人でも入園できない、または同じ園で内定することができない場合は、全員入園できません。
- ② … きょうだいが1人でも内定できない場合は、全員入園できません。また、きょうだいで同じ園に内定していても、それぞれの希望順位が高い園でも内定している場合、希望順位の高い園を優先するため、きょうだいで異なる園に内定します。
- ③ … きょうだいの一方が内定できない場合でも、もう一方は内定する場合があります。
- ④ … きょうだいの内定状況や内定園を考慮せず、それぞれ希望順位が高い園を優先して選考を行います。



- ・ どの条件を選択するか迷う場合は、「③きょうだいのうち、一人でも内定した場合は利用を希望する」を選択すると、きょうだい同園になる可能性を残しつつ、入所できる児童だけでも内定が出る可能性があります。
- ・ 転園希望の児童は、保留になった場合でも一次選考までは現在の園での在園保障があります。

※条件選択(①～④)は、きょうだい全員で同じ番号を選択してください。きょうだいで番号が異なると、希望する条件での選考ができない場合があります。

内定辞退減点について

第1希望から第5希望までの園で内定辞退した場合、
その後に行われる選考から年度末まで、「1点」減点します。

- 内定辞退については、その児童が内定していなければ内定できた児童が、保留またはすでに別の希望順位が低い園で内定する場合がある等、適正な選考の妨げとなっていました。
- また、内定辞退しても、すでに他の園の受け入れ枠がない場合がほとんどで、結果としてどの園にも入所できないことも想定されます。
- 内定辞退減点を導入した趣旨とp.24～p.25の選考方法について十分にご理解いただき、「どの園でもいいから必ず認可園にいきたい」「この園以外は希望しない」等、世帯の希望に合った希望園選択を行ってください。

(内定辞退減点の例)

- I. 一次選考で第3希望の園に内定→内定辞退
→二次選考から1点減点
- II. 第1希望から第5希望までの園以外の小学校区内の園に内定→内定辞退
→減点はありません
- III. 兄と弟の両方が新規申込で、一方は内定、もう一方は保留→二人とも入所しないと母が復職できないため、内定辞退
→内定辞退した方は1点減点
- IV. 兄転園希望、弟新規申込で、別々の園に内定したので兄の内定辞退
→兄のみ1点減点(転園希望で保留になった場合、一次選考までは在園保障があります)

内定辞退を避けるため出来るだけ事前に希望園見学を行ってください

- 内定辞退で一番多い理由は「保育方針が合わない」です。希望園は出来るだけ見学し、保育方針や園の雰囲気是直接確認することをお勧めします。
- 特にお子さんの食物アレルギーや発達について気になる場合は、その園の食物アレルギーの対応範囲や、発達支援保育の対応状況を確認することが重要です。
- p.37 記載の「ここ de サーチ」もご活用ください。



保育所等入所選考について

選考方法

●申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で選考を行います。

- ① 「保育所等入所基準表」に基づき、世帯ごとに「基本点数」を付けます。
- ② ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整点数」を加算します。
利用調整点数＝基本点数（父）＋基本点数（母）＋ 調整点数
- ③ 基本点数と調整点数の合計が高い順番に並べられます。同一点数の場合は以下の「優先事項」に基づき順位が決定されます。
- ④ 順位が高い方から希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。



公立・公私連携型認定こども園は、校区内の児童を優先して選考を行います。
詳しくは p.6 をご覧ください。

優先事項

- 1 点数が同じ場合は、以下の順序で優先します。
 - (1) 要件が「災害復旧」の場合
 - (2) 要件が「死亡・不存在」の場合
 - (3) 要件が「疾病・障害等」の場合
 - (4) 要件が「介護・看護」の場合
- 2 点数及び上記1の要件が同等である場合は、以下の順序で優先します。
 - (1) ひとり親・里親世帯（離婚調停中も含む。）
 - (2) 単身赴任・別居中の世帯（沖縄本島外に限る。）
 - (3) 同居者に身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A1・A2・B1のいずれかの該当者がいて、日常的に介護している世帯
 - (4) きょうだい分を含め、保育料等の滞納がない、または児童手当からの徴収申出を行っている世帯
 - (5) 18歳以下の子どもの多い世帯
 - (6) 保育料の階層が低い世帯
 - (7) 常態的に認可外施設に預けている世帯
 - (8) 希望順位が高い世帯
 - (9) 就労時間が8:00～18:00以外の時間帯で勤務している世帯
 - (10) 勤務地が遠い世帯（①近隣自治体以外、②近隣自治体（那覇市、宜野湾市及び西原町）、③浦添市内の順に優先する。）

※ 2の(9)及び(10)については、要件が「就学・職業訓練」に該当する場合においても準用する。



基本点数、調整点数、優先事項は、利用希望月の申込締切日を基準日とし、基準日の状況が利用希望月まで引き続いているものとして決定します。そのため、利用希望月までに状況が変わり、点数などが変更となる場合は、内定の取消し又は退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず届出を行ってください。

令和9年度 浦添市保育所等入所基準表

保護者の状況						
	類型	細目		点数		
				父	母	
基本点数	就労	態様		就労時間		
				(1) 月に 64 時間以上労働することを常態とする場合（次項に該当する場合を除く。）	月 160 時間以上	20
			月 140 時間以上 160 時間未満	18	18	
			月 120 時間以上 140 時間未満	16	16	
			月 100 時間以上 120 時間未満	14	14	
			月 80 時間以上 100 時間未満	12	12	
			月 64 時間以上 80 時間未満	10	10	
			(2) 自営業主、自営業専従者、家族従業者、三親等内の親族が自営業主である事業所で勤務する者のうち、開業届、税申告書等の掌証資料の提出がない場合	月 160 時間以上	14	14
		月 140 時間以上 160 時間未満		13	13	
		月 120 時間以上 140 時間未満		12	12	
		月 100 時間以上 120 時間未満		11	11	
		月 80 時間以上 100 時間未満		10	10	
		月 64 時間以上 80 時間未満	9	9		
	就学・職業訓練	学校等に在学している、又は職業訓練を受けている場合			就労(1)の基準に準ずる	就労(1)の基準に準ずる
	求職	求職活動を行っている場合			8	8
	妊娠・出産	妊娠中から産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日までの間にある場合 ※就労等の他の要件にも該当する場合は、点数の高い方とする。				12（多胎児の場合18）
	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	日常生活	入院（1 か月以上）又は常時寝たきりの状態で子どもの世話をすることができない場合	20	20
				おおむね6か月を超える長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合	18	18
				おおむね3～6か月間の治療を要する場合	14	14
			社会生活	著しい制限あり	3	3
				一部制限あり	1	1
				特に制限なし	0	0
		障がい者	身体障害者手帳1級若しくは2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級該当者又は療育手帳A1、A2若しくはB1該当者の場合		20	20
身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合			18	18		
身体障害者手帳4級該当者の場合			16	16		
介護・看護（※1）			居宅内要介護者の付添い	生活全般において、全面的な介助が必要な場合	20	20
	排せつ、入浴等の多くの日常の行為に全面的な介助が必要な場合	18		18		
	起き上がり、寝返り等が自分ではできず、排せつ、入浴等に介助が必要な場合	15		15		
	起き上がり、寝返り等が自分では難しい。排せつ、入浴等に一部又は全部の介助が必要な場合	13		13		
	立ち上がり又は歩行が安定しない。排せつ、入浴等に一部の介助が必要な場合	10		10		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20	20	
虐待・DV	虐待又はDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合			適宜（※2）		
その他	親子通園	週5回	20	20		
		週4回	18	18		
		週3回	14	14		
	両親の不存在の場合			46		
調整点数	就労の状況	育児休業取得前に在園していた者で、退所後、職場復帰に伴い利用を希望する場合			1	
		沖縄本島内の認可保育所等若しくは市内の認可外保育施設の保育士又は市内の認可保育所等の特例的運用保育士（幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭に限る。）として勤務している又は勤務（復職）する予定の場合（新規の申込みに限る。）			適宜（※2）	
		希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる場合			－300	
	世帯の状況	母子世帯、父子世帯又はこれに準ずる世帯の場合			26	
		単身赴任世帯の場合（沖縄本島外に限る。）			3	
		生活保護世帯の場合			3	
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（※3）			1	
		前年度又は現年度において、申込児童又はその兄弟姉妹の保育料又は給食費に滞納がある場合（現年度の保育料及び給食費については、納付期限から3か月以上経過した場合に限る。）			－10	
		申込児童が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。）			3	
	児童の状況	申込児童が多胎児の場合			2	
		兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望する場合（兄弟姉妹が新規又は転園の申込みをする場合に限る。）			1	
		申込児童が障がい有する場合			適宜（※2）	
		在園の状況	小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設を希望する場合			450
	小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設以外を希望する場合			300		
	申込児童及び兄弟姉妹が別々の保育所等に在園する場合で、兄弟姉妹が在園する保育所等へ転園（4月入所に限る。）を希望するとき（兄弟姉妹が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。）			5		
	認可外保育施設の認可移行に際して移行前から在園している場合			3		
	基準以上の就労その他保育を必要とする要件があり、市内の認可保育所等以外の保育施設（職場の託児所を含む。）に常態的に預けていて、確認できる資料がある場合			1		
その他	希望する保育所等の利用の内定を辞退した場合（利用を希望した月の属する年度に限る。）			－1		

※1 介護・看護については、付添い等の実態に基づき、利用調整を行う際に、点数を調整することができる。

※2 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※3 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。

備考 1 利用調整は、保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた基本点数及び調整点数を合計した点数により行うものとする。

2 基本点数において、複数の類型に該当する場合は、点数が高い方を採用するものとする。

入園後の変更(家庭状況の変更、転園、退園)

1 保育を必要とする事由に変更がある場合

- ・入園後に出産、育児休業、転職、退職、就学、障がい者手帳の取得など、家庭の状況や職務の状況に変更があった場合は書類の提出が必要です。
- ・変更する内容によっては添付書類が異なりますので p.4 を参照の上手続きをお願いします。
※電話での受付はできません。オンライン申請または窓口でご提出ください。
※「期間入所誓約書」を提出していただく場合があります(要件: 求職、育休等)。窓口で提出する際は、様式の事前準備は不要です。
※期間入所誓約書の保育所入所期間については、p.3を参考にしてください。



24日までに世帯状況変更届及び添付書類を提出すると、その翌月から変更が適用されます。

2 婚姻、離婚、生活保護の受給等について

- ・家庭の状況については、必要に応じて調査を行います。
- ・家庭状況に変更があった場合は書類の提出が必要です。添付書類は p.4をご確認ください。
※家庭状況の変更に伴い、認定内容や保育料等が変更になることがあります。

3 年度途中の転園について

- ・転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設に移る場合に必要の手続きです。転園を希望される場合も新規の申し込みと同様に入所申込手続き書類の提出が必要です。
- ・申し込み締切日は入園申込締切日(p.19)と同日です。(郵送の場合は必着。消印有効日は無効。)
- ・転園が内定・承諾した時点で、いかなる理由があっても元の保育園には戻れません。
- ・転園の意思がなくなった場合は、速やかにこども未来課までご連絡ください。



選考は新規申込者を優先し、空きがあった場合のみ転園内定のご連絡を差上げます。

4 退園について

- ・家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、**退園希望日の2週間前までに「保育所等退所届出書」**をこども未来課までご提出ください。(オンライン申請可)。
- ・2週間を切ってから届け出があった場合、届け出から2週間分の保育料等が発生します。

【退園となる主なケース】

- ・保育を必要とする事由に該当しなくなった(承諾された保育実施期間内でも退園となります。)
- ・2か月以上(里帰り出産の場合は3か月以上)保育所等を欠席する
- ・市外へ転出する
⇒**転出日を含む月末**で退園となります。市外へ転出後も現在の園に継続して通園を希望される場合は、事前に転出先の市町村から「広域入所」の手続きを取る必要があります。
ただし、浦添市民が優先になるため、必ずしも継続して通園できるとは限りません。
あらかじめご了承ください。

広域入所・転入(転出)予定の場合

●広域入所とは、住んでいる市町村以外の保育施設へ利用申込を行うことをいいます。

1. 浦添市の方が、他市町村の保育施設の利用を希望する場合

《申込書の提出先》

- 2号・3号認定 → こども未来課
- 1号認定 → 私立認定こども園・私立幼稚園：各施設
公立認定こども園・公立幼稚園：こども未来課

《申込からの流れ》

- ① 保護者の方は、利用を希望する市町村へ入園希望月の申込受付期限をご確認ください。
- ② 上記①の申込受付期限の2週間前までに、浦添市へ申込書類をご提出ください。
- ③ 浦添市が申込書類を入所希望先の市町村へ郵送した後、入所希望先の市町村が入所の可否を決定し、浦添市に回答書を送付します。
- ④ 浦添市から保護者へ入所の可否を通知します。

※入所希望先の市町村の待機児童が解消できていない場合は入所できないことがあります。

2. 他市町村在住の方が、浦添市内の保育施設を希望する場合

《申込書の提出先》

- 2号・3号認定 → お住まいの市町村
 - 1号認定 → 私立認定こども園：各施設 / 公立認定こども園：お住まいの市町村
- ※お住まいの市町村から浦添市へ必要書類を郵送。浦添市の申込締切日に必着です。

《申込からの流れ》

- ① 保護者の方は、浦添市が設定している入園希望月の申込受付期限(p.19)をご確認ください。
- ② 上記①をお住まいの市町村にお伝えし、市町村が定める期限までに申込書類をご提出ください。
- ③ お住まいの市町村が申込書類を浦添市に郵送した後、浦添市が入所の可否を決定し、お住まいの市町村に回答書を送付します。
- ④ お住まいの市町村から保護者へ入所の可否を通知します。

※浦添市内の待機児童が解消するまでは市民を優先しているため、市外からの受け入れができないことがあります。

○浦添市に転入予定の方

転入予定があり、転入前から浦添市内保育施設の利用を希望する場合は、上記2をご確認ください。

- ・浦添市こども未来課にオンラインまたは窓口にてお申込みください。
- ・公立・公私連携型認定こども園を希望する方は、申込書類のほかに、転入予定の事実が確認できる書類(不動産の売買・賃貸契約書の写しなど)を提出してください。
- ・利用希望開始月の前月24日までに転入していることが条件です。

○浦添市外へ転出後も引き続き、同じ園に通いたい方

- ・転出日を含む月末で退園となります。(退園手続きはp.26をご参照ください)
- ・継続通園を希望する場合は、**事前に**転出先の市町村で上記2の広域入所申込を行ってください。
- ・浦添市民が優先となるため、必ずしも継続して通園できるとは限りません。



令和9年度 認可保育所等一覧

※令和8年8月時点の情報のため、内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
浦添小学校	公立	大平保育所	安波茶 1-28-2	877-9734	2・3号	0歳～5歳	124
	私立	パンダ保育園★	安波茶 1-13-8	877-7585	2・3号	0歳～5歳	145
	公立 認可	浦添こども園	仲間 2-47-2	877-1042	1号	3歳～5歳	15
					2号		55
仲西小学校	公立	宮城ヶ原保育所	宮城 2-4-1	877-3827	2・3号	0歳～5歳	124
	私立	たいよう保育園	大平 1-14-11	878-1780	2・3号	0歳～5歳	120
	私立	みやぎ保育園	宮城 2-34-5	877-0473	2・3号	0歳～5歳	60
	小規	サウンドキッズ	屋富祖 2-1-5	879-3280	3号	0歳～2歳	19
	公私 認可	仲西こども園	宮城 2-4-1	870-1077	1号	3歳～5歳	25
					2号		70
	私立 認可	あおいこども園	屋富祖 1-3-17	870-1240	1号	3歳～5歳	9
					2・3号	0歳～5歳	155
神森小学校	私立	ありあけ保育園	勢理客 3-6-10	878-1781	2・3号	0歳～5歳	120
	公私 認可	神森こども園	勢理客 1-4-1	877-2647	1号	3歳～5歳	15
					2号		50
	私立 認可	勢理客こども園★	勢理客 2-18-27	877-3442	1号	3歳～5歳	9
					2・3号	0歳～5歳	135
浦城小学校	私立	テクノ保育園★	城間 1-12-12	876-0693	2・3号	0歳～5歳	90
	私立	ジョイジョイ保育園	城間 3-26-11	877-0706	2・3号	0歳～5歳	80
	私立	あさのうら保育園	伊祖 1-21-8	878-4369	2・3号	0歳～5歳	60
	私立	美咲保育園	伊祖 4-4-10	955-0050	2・3号	0歳～5歳	67
	小規	あいめ保育園	城間 2-12-5 1F	917-0777	3号	0歳～2歳	19
	小規	えくぼ保育園	城間 3-26-12	873-0003	3号	0歳～2歳	19
	小規	ちゅうりっぷ保育園	伊祖 2-24-8	879-0155	3号	0歳～2歳	19
	小規	港川保育園	伊祖 2-16-10-101	879-0579	3号	0歳～2歳	19
	小規	すきっぷ保育園	伊祖 4-11-16 2階	874-8500	3号	0歳～2歳	19
	小規	さつき保育園	伊祖 4-10-5	878-6837	3号	0歳～2歳	19
	公私 認可	浦城こども園	伊祖 2-13-1	877-8050	1号	3歳～5歳	15
					2号		150

- “★”印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。
- 0歳児クラスは、生後5か月に達した翌月から受入可能です。
- ※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。
希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。
- ※上乗せ徴収、保育料以外の徴収金、私立認定こども園の1号申請についてはp.32 下部をご覧ください。

＼認可保育所等マップ／



保育園等の場所が
確認できます。

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)」のQ11・Q12をご覧ください。

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	～15:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	～15:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～15:15/8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	みやぎ保育園 てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/10:00～18:00							—
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～19:00	×	○	×	—
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	○	—
7:00～18:00		8:30～16:30							—
7:15～18:15		8:15～16:15		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～19:15	×	○	○	—
7:30～18:30	7:30～18:00	8:30～16:30		～19:30	～18:00	○	○	×	—
7:00～18:00		8:00～18:00(うち8H)		～19:00	～18:00	×	○	×	テクノ保育園
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	あさのうら保育園 テクノ保育園
7:30～18:30		8:30～16:30		～19:30	～18:30	×	×	×	うららこども園
7:30～18:30		8:30～16:30/9:00～17:00		～19:30	～18:30	×	○	×	ルーブルこども園
7:30～18:30		8:30～16:30		～19:30	～18:30	×	○	×	柿の実保育園
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。詳しくは、各園へお問い合わせください。

令和9年度4月 受入予定児童数
9月16日(水)公開
※10月2日(金)まで更新あり



※令和8年8月時点の情報のため、内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
牧港小学校	公立 認こ	牧港こども園	牧港 2-14-1	877-1991	1号	3歳 ～ 5歳	20
					2号		55
	私立 認こ	牧港ひまわり幼稚園	牧港 2-33-1	878-0878	1号	3歳 ～ 5歳	45
					2号		60
	私立 認こ	ほるとのきこども園	牧港 1-64-6	979-9880	1号	3歳 ～ 5歳	15
					2・3号	0歳 ～ 5歳	90
	私立 認こ	牧港ひまわりこども園	牧港 4-1-16	876-2850	1号	3歳 ～ 5歳	10
					2・3号	0歳 ～ 5歳	126
	私立 認こ	ハイジこども園★	牧港 2-23-5	879-6057	1号	3歳 ～ 5歳	15
					2・3号	0歳 ～ 5歳	160
当山小学校	私立	広栄保育園★	当山 2-7-7	877-0568	2・3号	0歳 ～ 5歳	122
	私立	きゃんばす浦添西原保育園	西原 5-4-12	870-0510	2・3号	0歳 ～ 5歳	78
	小規	かすみ保育園	西原 4-10-19	943-5120	3号	0歳 ～ 2歳	19
	小規	浦西保育園	西原 5-12-5	987-6652	3号	0歳 ～ 2歳	19
	公立 認こ	当山こども園	当山 2-34-2	877-7876	1号	3歳 ～ 5歳	20
					2号		55
	私立 認こ	うららこども園★	当山 2-40-20	876-4452	1号	3歳 ～ 5歳	10
					2・3号	0歳 ～ 5歳	110
	私立 認こ	認定こども園うららにじ園	当山 2-40-18	876-2425	1号	3歳 ～ 5歳	10
					2・3号	0歳 ～ 5歳	80
	私立 認こ	あいかな認定こども園	当山 3-6-1	870-0852	1号	3歳 ～ 5歳	10
					2・3号	0歳 ～ 5歳	90
	私立 認こ	にしばるこども園	西原 6-16-14	878-2486	1号	3歳 ～ 5歳	5
					2・3号	0歳 ～ 5歳	100
内間小学校	公立	内間保育所	内間 4-26-20	877-3000	2・3号	1歳 ～ 5歳	120
	私立	内間みどり保育園	内間 3-1-13	878-9984	2・3号	0歳 ～ 5歳	120
	小規	ささのほ保育園	内間 3-19-1	870-1666	3号	0歳 ～ 2歳	19
	公立 認こ	内間こども園	内間 4-3-1	879-1639	1号	3歳 ～ 5歳	15
					2号		55
	私立 認こ	すず風こども園	内間 4-25-18	943-2499	1号	3歳 ～ 5歳	15
					2・3号	0歳 ～ 5歳	123

■“★”印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。

■ 0歳児クラスは、生後5か月に達した翌月から受入可能です。

※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。
希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。

※2 第1・3土曜日のみ

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)のQ11・Q12をご覧ください。

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:00(月～金)				～18:30	～14:00※2	○	○	×	—
7:30～18:30	7:30～14:00※2	7:30～18:30(うち8H)	7:30～14:00※2						—
8:15～13:15(月～金)				～19:15	～18:15	○	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:30～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	○	—
7:15～18:15		8:30～16:30/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	×	×	—
7:00～18:00		8:30～16:30							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:30～16:30		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:30～18:30		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:30	～18:30	×	○	○	うららこども園
7:30～18:30		8:00～16:00/8:30～16:30/9:00～17:00		～19:30	～18:30	×	○	×	みやぎ保育園 てだこ保育園 うららこども園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～13:30(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00							—
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/ 9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	15:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	みやぎ保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/8:30～16:30							—

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。詳しくは、各園へお問い合わせください。

※上乗せ徴収、保育料以外の徴収金、私立認定こども園の1号申請についてはp.32 下部をご覧ください。

※令和8年8月時点の情報のため、内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
港川小学校	私立	さみどり保育園	伊祖 3-44-2	879-2000	2・3号	0歳～5歳	100
	小規	リトルチェリー保育園	港川 2-5-2 2階	975-7706	3号	0歳～2歳	19
	小規	きらきら保育園	港川 2-9-3	874-3742	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	港川こども園	城間 4-37-1	878-3011	1号	3歳～5歳	25
					2号		90
	私立 認こ	ループルこども園	港川 2-21-1	879-1188	1号	3歳～5歳	9
					2・3号	0歳～5歳	90
宮城小学校	小規	ゆめの森保育園	宮城 4-2-7	875-8348	3号	0歳～2歳	18
	小規	すまいるほいくえん	宮城 3-5-9	878-2746	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	宮城こども園	宮城 3-7-3	879-5997	1号	3歳～5歳	15
					2・3号	0歳～5歳	90
	私立 認こ	愛音こわんこども園	大平 2-7-6	877-7566	1号	3歳～5歳	10
					2・3号	0歳～5歳	96
	私立 認こ	あいのそのこども園	仲西 2-3-11	879-1879	1号	3歳～5歳	6
					2・3号	0歳～5歳	120
沢岬小学校	私立	わらべ保育園★	沢岬 1-11-6	877-8896	2・3号	0歳～5歳	128
	私立	てだこ保育園★	経塚 1-3-5	879-3065	2・3号	0歳～5歳	125
	私立	あずま保育園	経塚 645-2	871-0607	2・3号	0歳～5歳	110
	小規	げんき保育園	経塚 430	875-3074	3号	0歳～2歳	19
	小規	たくし保育園	沢岬 1-22-1	877-3775	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	沢岬こども園	沢岬 998	870-0600	1号	3歳～5歳	15
					2号		60
前田小学校	私立	柿の実保育園	前田 1-11-17	878-2171	2・3号	0歳～5歳	90
	私立	子むすびの森保育園	前田 1224-1	878-2711	2・3号	0歳～5歳	90
	事業	もこもこ保育園	前田 1-55-6	875-7171	3号	0歳～2歳	58
	公私 認こ	前田こども園	前田 333	943-2106	1号	3歳～5歳	10
					2号		80
	私立 認こ	前田さくらこども園	前田 1-55-1	875-5959	1号	3歳～5歳	10
					2・3号	0歳～5歳	120
	私立 認こ	みのり幼稚園	前田 3-15-1	877-4980	1号	3歳～5歳	60
					2・3号	1歳～5歳	204

■“★”印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。

※上乗せ徴収…教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について保護者に負担を求めるもの。

例) 基準以上の教員の配置や、平均的な水準を超えた施設整備など。

※保育料以外の徴収金…教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者負担が適当と認められるもの。

例) 文房具代、制服代、遠足代など(金額は各保育所等にお問い合わせください。)

※私立認定こども園の1号申請は、希望施設へ直接申込となっています。ただし、発達支援教育保育を希望される方は、こども未来課で受付を行います。

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)」のQ11・Q12をご覧ください。

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～18:15	×	○	×	テクノ保育園
7:30～18:30		8:00～16:00		～19:30	～18:30	×	○	×	ループルこども園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	○	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～18:00	～18:00	×	○	×	子むすびの森保育園
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	×	×	みやぎ保育園 テクノ保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:30～16:30/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	○	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:00～16:00/8:30～16:30		～19:15	～18:15	×	×	×	みやぎ保育園 てだこ保育園
7:15～18:15		8:00～16:00		～19:15	～18:15	×	○	×	てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		7:00～17:00(うち8H)		～19:00	～18:00	×	○	×	柿の実保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:15(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00							—
7:30～14:30(月～金)				～19:00	～18:30	○	○	○	—
7:30～18:30		8:30～16:30							—

■ 0歳児クラスは、生後5か月に達した翌月から受入可能です。

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。詳しくは、各園へお問い合わせください。

※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。

保育所等入所に関してよくある質問

申込に関する質問

Q1. 毎年度申請が必要ですか。

A1. 令和8年度の申込をしている方でも、令和9年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備がある場合は受付できません。



現在、保育所を利用中の方も、引き続き在園を希望する場合は、現況届の提出が必要です。

受付期間内に p.1「令和9年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書」の二次元コードから必要書類を提出してください。

Q2. 保育園の受け入れ人数はどのように決めていますか。

A2. 受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。

Q3. 早く申込したほうが入りやすいですか。

A3. 選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

Q4. どうやって入所が決まりますか。

A4. 入所決定は、書類審査・調査(電話・訪問等)により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。

Q5. 「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れたほうがいいですか。

A5. この項目にチェックした場合、他の希望者を優先案内するため入所保留になります。入所を希望する場合はチェックを入れないようご注意ください。また、チェックを外す場合は「世帯状況変更届」を提出してください。

Q6. 認可外の申し込みはどこにしますか。

A6. 認可外保育施設に直接申込をお願いします。

Q7. 待機の順番を確認したいです。

A7. 一斉入所の待機状況の確認については、令和9年3月末まで照会できませんのでご了承ください。年度途中の待機の状況については、選考が終わり次第確認することができます。

Q8. 仕事を辞めた(保育を必要とする事由に該当しない)のですが、退園になりますか。

A8. 保育所等入所要件を満たさなくなった(保育を必要とする事由に該当しない)場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。ほかに保育を必要とする事由の要件で手続きをしてください。

Q9. 一斉入所で申し込みした希望園を変更したいです。

A9. 4月入所の選考に関して希望園変更は10月23日(金)まで対応可能です。

ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、変更が可能です。希望園の変更期間や追加選考については、結果通知に同封するお知らせをご覧ください。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。電話での受付はしておりません。

Q10. 年度途中の受け入れ状況はいつ分かりますか。

A10. 年度途中の締め切り1週間ほど前からホームページで空き状況を公開しています。締め切り日まで変更がありますので、最終日までチェックをお願いします。

Q11. 公立・公私連携型認定こども園は住んでいる小学校区しか選べませんか。

A11. お住まいの小学校区以外の公立・公私連携型認定こども園を希望することは可能です。ただし、校区内の児童が優先となります。4月入所(一斉入所)の選考に関しては、二次選考から選考の対象となります。

Q12. 希望施設は小学校区域しか選べませんか。

A12. 浦添市内全域の施設を希望することができます。地域枠選考を希望する方(第1希望から第5希望まで全て記入している方のみ)は、小学校区内のみ、または市内全域を希望するのかを、認可保育所等一覧(p.28～33)を参考にご検討ください。

届け出に関する質問

Q13. 1か月以上保育園に登園できない場合は退園となりますか。

A13. 2か月以上欠席(里帰り出産の場合:3か月)する場合、保育を必要とする要件に該当しないとして退所になります。(欠席している間も保育料は発生します。)1か月以上欠席する場合は、園へ欠席届、こども未来課へ世帯状況変更届を提出してください。

Q14. 転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか。

A14. 市外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。ただし、月をまたいで在園は認められませんので、ご了承ください。退所する場合は、退所希望日の2週間前までに手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。

Q15. 保育時間が短時間となっているが、勤務で残業したりお迎えが間に合わないときはどうしたらいいですか。

A15. こども未来課へ相談ください。就労状況などを確認し保育時間を変更できる場合があります。

Q16. 保育料はどのように算定していますか。

A16. 保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計により保育料を算定します。

その他

Q17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、車での送迎は可能ですか。

A17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、小学校敷地内にあり、児童・生徒の安全確保のため、原則徒歩での通園となっています。

Q18. 延長保育時間について教えてください。

A18. 施設ごとに異なるため各施設にお問い合わせください。

Q19. 台風や災害時の対応を教えてください。

A19. 施設によって対応が異なるため、重要事項説明書を各施設のホームページにてご確認ください。

子育て支援

ファミリー・サポート・センター

浦添市ホームページ



「子育ての手助けをしてほしい人」と
「子育てのお手伝いをしたい人」たちが
会員となって行う、地域の相互援助活動組織です。

「助け合う子育て」



— お問い合わせ：浦添市ファミリー・サポート・センター【TEL 098-870-0073】 —

一時預かり事業

保護者の育児疲れのリフレッシュ(美容院や買い物など)、冠婚葬祭や急用など、一時的に保育が必要となる場合に、児童を預かるサービスです。

【対象施設】

- ① Zeroplace(ゼロプレイス)
- ② かすみ保育園

【利用方法】

利用申し込みは、各施設にて行います。

詳しくは
こちら→



こども誰でも通園制度

すべての子どもの育ちを応援するための新たな通園制度です。

保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間の枠内で時間単位の利用ができます。対象児童など詳しくは浦添市ホームページをご覧ください。

令和8年度
こども誰でも通園制度



てだこいく



浦添市子育て支援情報誌「てだこいく」は、子育てに関するさまざまな制度や各種相談窓口、市内の遊び場についてなど、浦添市での子育てに役立つ情報を1冊にまとめた情報誌です。



保育所・こども園さがし「ここ de サーチ」活用ガイド

全国の認定こども園・保育所・幼稚園などをまとめて検索・比較できます（無料）

保育施設への申し込みにあたっては、各施設の保育方針や地域の状況などを事前に確認し、ご家庭の状況に合った園選びを行うことが大切です。

① なにが調べられる？

場所・施設概要	住所・施設種別
受入年齢・定員	受入対象の年齢・利用定員
費用	給食費・行事費・その他の徴収の有無 など
保育の内容	方針・開所時間・延長保育の有無 など
設備	連絡アプリの導入、午睡センサー、園内カメラの設置状況 など

② 園選びの「見るべき視点」 ～データを確認した後はぜひ施設見学を！～

項目	説明
教育・保育方針	園の保育方針がご家庭と合っているか
子どもたちの様子と環境	子どもたちの活動がお子さまと合っているか、保育室や園庭、設備・遊具、防犯体制などの環境を確認
費用の確認	保育料以外の実費（給食・教材・行事・制服等）まで含めて家計と比較
家庭との相性	アレルギー対応状況・持ち物・保護者参加行事やお弁当会の頻度など、負担度を確認

③ ミスマッチを防ぐ 3つの問いかけ

「情報」を「わが家の希望」と照らし合わせましょう

Q1. 何を一番大事にする？

通いやすさ・保育方針・費用など、
家庭の優先順位を先に決める

Q2. 続けられる生活になる？

送迎・持ち物準備・行事やお弁当会
の頻度をこなせるか想像する

Q3. 見学で違和感はないか？

子どもの表情・先生の関わり方・園
の雰囲気を感じて確かめる

【参考】保育士等の資格をお持ちの方・保育現場への就職を検討中の方へ

本市では保育人材の確保・就労支援のため、保護者が市内外の保育施設等に保育士等として勤務する場合、入所選考における加
点措置（優遇措置）を行っています。

💡「ここ de サーチ」では各施設のモデル給与や諸手当、年収の目安なども公表されており、就職先・職場探しのデータとして
もご利用いただけます。

※ 保育士資格のほか、一部の特例（幼稚園教諭・小学校教諭・看護師等の有資格者が保育士として勤務する場合）や、子育て支援員として勤務される場合も対象となる場合があります。詳細はこども未来課までお問い合わせください。

ここ de サーチ 使い方

- インターネットで「ここ de サーチ」と検索するか、右記の二次元バーコードをご利用ください。
- お住まいの地域や希望する施設種別（保育所・認定こども園等）を選択して検索します。
- 各施設の「詳細情報」タブから、設備状況、職員配置、各種実績値などが確認できます。

公式サイト：<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



ここ de サーチ

